

募集要項 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
1	P14～15 第3-1 事業者選定のスケジュール等	令和3年1月 <u>8日</u> ・資格審査書類の受付期限 1月 <u>21日</u> ・資格審査結果の通知	令和3年1月 <u>15日</u> ・資格審査書類の受付期限 1月 <u>27日</u> ・資格審査結果の通知 （令和2年12月9日付けで公表済みの内容）
2	P17 第3-2 (3) 資格審査ア	受付期間 令和2年12月24日（木）から 令和3年1月 <u>8日</u> （金）午後5時30分 まで（必着）	受付期間 令和2年12月24日（木）から 令和3年1月 <u>15日</u> （金）午後5時30分 まで（必着） （令和2年12月9日付けで公表済みの内容）
3	P17 第3-2 (3) 資格審査イ	令和3年1月 <u>21日（木）</u>	令和3年1月 <u>27日（水）</u> （令和2年12月9日付けで公表済みの内容）

優先交渉権者選定基準 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前 (令和2年10月29日公表時点)	修正後 (令和3年2月16日公表時点)
1	P7 第4-3 -(2)-イ 市の 財政負担額の 低減度合に基づ く評価	①市の財政負担額 (C) が市の定める金額 (C ₁) 以上の場合 評価点 = $32 (C_0 - C) / (2C_0 + C_2 + 3C_1)$ ②市の財政負担額 (C) が市の定める金額 (C ₁) 未満の場合 評価点 = $16 - 16 (C - C_2) / (2C_0 + C_2 - 3C_1)$	①市の財政負担額 (C) が市の定める金額 (C ₁) 以上の場合 評価点 = $32 (C_0 - C) / (2C_0 - C_1 - C_2)$ ②市の財政負担額 (C) が市の定める金額 (C ₁) 未満の場合 評価点 = $16 - 16 (C - C_2) / (2C_0 - C_1 - C_2)$ (令和2年12月28日付けで公表済みの内容)

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
1	第11条第4項 (6行目)	ただし、運営権者承継対象契約のうち、契約期間が本事業開始予定日の前後にわたる長期継続契約の承継については、市が契約相手方からの承諾を得た上で運営権者に契約の承継を行うものとする。	ただし、運営権者承継対象契約のうち、契約期間が本事業開始予定日の前後にわたる長期継続契約（ ただし、市及び利用者の間の給水契約を除く。 ）の承継については、市が契約相手方からの承諾を得た上で運営権者に契約の承継を行うものとする。
2	第13条第1項 (7行目)	③関連資料集No. ●	③関連資料集J
3	第37条第2項 (1行目)	本事業 期間 終了日	本事業終了日
4	第43条第1項 (5行目)	突発的な漏水事故	突発的な漏水事故 等
5	第43条第1項 (7行目)	募集要項等	別紙16
6	第43条第4項 (1行目)	募集要項等	別紙16
7	第43条第6項 (1行目)	本事業終了日から1年の間に発生した管路の大規模漏水	本事業終了日 の翌日 から1年の間に発生した管路の大規模漏水（ ただし、市又は市の指定する者の故意又は過失によって生じたものを除く。 ）

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
8	第44条第1項 (5行目)	(追加)	市は、当該要請を受けた場合、別紙17に従い水道事業からのバックアップを実施する。
9	第44条第2項 (1行目)	市が別途定める基準に基づき、	別紙17に従い
10	第45条第1項 (2行目)	(追加)	ただし、緊急やむを得ない事情がある場合として市が別途認めた場合は、この限りではない。
11	第46条第2項 (3行目)	20条負担金	一部負担金
12	第47条第1項	運営権者は、事業計画書に従って運営権設定対象施設の施工業務を行うために必要な、市水道局が実施する、施設管理者及び交通管理者に対する各種申請及び届出に関し、申請書類、届出書類及び図面等の関係図書（以下「申請書類等」という。）を市水道局に提出し、市水道局の承認を得なければならない。	運営権者は、事業計画書に従って運営権設定対象施設の施工業務を行うために必要な、市水道局が実施する施設管理者及び交通管理者に対する各種申請及び届出（ただし、①市水道事業が一元的に実施する突発的な漏水事故等が発生した際の緊急作業に伴うもの、又は②施設管理者若しくは交通管理者から市水道局が当該申請及び届出を実施するよう求められたものに限る。）に関し、当該申請及び届出を市が実施する場合には、申請書類、届出書類及び図面等の関係図書（以下「申請書類等」という。）を市水道局に提出し、市水道局の承認を得なければならない。

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
13	第50条第1項 (2行目)	<u>これ</u> に準じて実施する	当該施工業務 に準じて実施する
14	第50条第4項	市は、前二項によって当該工事の完成を確認したときは、運営権者に当該工事に係る完成検査の合格を通知するものと <u>し</u> 、運営権者は、当該通知を受領した後直ちに、①工事の目的物が浄配水場である場合は、工事完成図、試験成績書、取扱説明書その他要求水準書に定める書類等とともに、②工事の目的物が管路である場合は、工事完成図、弁栓類台帳、制水弁台帳その他要求水準書に定める書類等とともに、当該工事の目的物を市に引き渡さなければならない。	市は、前二項によって当該工事の完成を確認したときは、運営権者に当該工事に係る完成検査の合格を通知するものと する 。運営権者は、当該通知を受領した後直ちに、①工事の目的物が浄配水場である場合は、工事完成図、試験成績書、取扱説明書その他要求水準書に定める書類等とともに、②工事の目的物が管路である場合は、工事完成図、弁栓類台帳、制水弁台帳その他要求水準書に定める書類等とともに、当該工事の目的物 である浄配水場又は管路 を市に引き渡さなければならない。
15	第52条第1項 (1行目)	運営権者 <u>に完成検査の合格を通知した</u> 工事の目的物	運営権者 から引渡しを受けた 工事の目的物
16	第57条第4項 (2行目)	事業年度の末日	事業年度の 翌事業年度以降の本事業期間中の各事業年度の 末日
17	第57条第4項 (4行目)	<u>当該</u> 減価償却費相当額	各事業年度に係る 減価償却費相当額

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
18	第59条第2項	市は、①別紙13に定める本事業開始日の前日までに市が建設又は更新等を実施した運営権設定対象施設については、 本事業開始日 から60日以内に20条負担金の金額を確定し、また、②第56条第1項に基づき引渡しを受けた運営権設定対象施設については、当該引渡日の属する事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度における20条負担金の金額を確定し、それぞれ運営権者に通知するものとする。運営権者は、市より通知を受けた20条負担金を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。	市は、①別紙13に定める本事業開始日の前日までに市が建設又は更新等を実施した運営権設定対象施設については、 本事業期間中の各事業年度の末日 から60日以内に、 当該事業年度に係る 20条負担金の金額を確定し、また、②第56条第1項に基づき引渡しを受けた運営権設定対象施設については、当該引渡日の属する事業年度の 翌事業年度以降の各事業年度の 末日から60日以内に、当該事業年度における20条負担金の金額を確定し、それぞれ運営権者に通知するものとする。運営権者は、市より通知を受けた 各事業年度に係る 20条負担金を、当該通知の受領日から30日以内に市に支払う。
19	第60条第1項第8号	(追加)	上工共有施設等に関して市が第三者との間で締結する業務委託契約として別紙18に掲げる契約に係る委託費 (同号の追加に伴う号ずれ（第8号→第9号）)
20	第60条第2項 (1行目)	前項 第8号	前項 第9号
21	第61条第1項第3号	(追加)	運営権設定対象施設に関して市が第三者との間で締結する業務委託契約として別紙18に掲げる契約に係る委託費 (同号の追加に伴う号ずれ（第3号→第4号）)

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
22	第61条第2項 (1行目)	前項第3号	前項第4号
23	第62条第1項 (2行目)	1事業年度当たり ●円 ¹⁰	1事業年度当たり 283,000,000円並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計額 (令和2年12月9日付けで公表済みの内容。上記修正に伴い、欄外脚注10は削除)
24	第62条第1項ただし書	ただし、第60条第1項第1号及び第2号に掲げる費用は、上限額の算定において加算されないものとする。	ただし、第60条第1項第1号、第2号及び第8号並びに前条第1項第3号に掲げる費用は、上限額の算定において加算されないものとする。
25	第62条第2項	市は、本事業に係る事業環境が著しく変化する場合として別紙14に定める事象が発生した場合に、運営権者に対し、前項に定める上限額の変更について、協議を申し入れることができる。	市又は運営権者は、①本事業期間中に発生する非運営権設定対象施設等関連費用若しくはその他運営権設定対象施設関連費用の恒常的な削減が見込まれる場合、②第60条第1項第9号若しくは第61条第1項第4号に掲げる費用で運営権者による本事業の実施に起因するものが新たに生じた場合、③第88条第2項の規定によるオプション延長若しくは同条第3項の規定による合意延長が行われた場合、又は④本事業に係る事業環境が著しく変化する場合として別紙14に定める事象が発生した場合、相手方に対し、前項に定める上限額の変更について、協議を申し入れることができる。

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
26	第64条第1項 (1行目)	別紙14	別紙15
27	第67条第1項	市は、単年度事業計画書に基づいて運営権者が実施する本運営事業に係る更新等に要する費用（水道メーターについては、本事業開始日以降に実施する新規設置（取替としての設置を含まない。）に要する費用に限るものとし、その金額は、水道メーターの取得価額とする。）の一部を、一部負担金として運営権者に対して支払うものとする。	市は、単年度事業計画書に基づいて運営権者が実施する本運営事業に係る更新等に要する費用（水道メーターについては、本事業開始日以降に実施する新規設置（取替としての設置を含まない。）に要する費用に限るものとし、その金額は、水道メーターの取得価額とする。 以下本条において同じ。 ）の一部を、一部負担金として運営権者に対して支払うものとする。 また、市は、緊急やむを得ない事情によって実施された単年度事業計画書に記載のない更新等に要する費用の一部を、一部負担金として運営権者に対して支払うものとする。ただし、単年度事業計画書に記載のない更新等に係る費用のうち、一部負担金の対象となる費用は、単年度事業計画書に定める本運営事業に係る更新等に要する費用から、当該単年度事業計画書に基づいて運営権者が実施する本運営事業に係る更新等に実際に要した費用を控除した金額を限度とする。
28	第67条第2項 (2行目)	運営権者 に完成検査の合格を通知した 工事の目的物	運営権者から引渡しを受けた工事の目的物
29	第67条第3項 (2行目)	運営権者 に完成検査の合格を通知した 工事	運営権者から引渡しを受けた工事の目的物

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
30	第73条第2項第6号 (1行目)	その他	その他 の
31	第85条第1項 (1行目)	使用者	利用者
32	第88条第4項 (1行目)	市は、延長期間に係る要求水準書の変更内容を運営権者に通知するものとする	市は、 事前に運営権者と協議を行い 、延長期間に係る要求水準書の変更内容を 定めた上で、当該変更内容を 運営権者に通知するものとする
33	第93条 (3行目)	不具合 及び ③関連資料集No.●に示す運営権設定対象施設の不具合	不具合、③関連資料集 J に示す運営権設定対象施設の不具合 及び ④市水道事業が一元的に実施する突発的な漏水事故等が発生した際の緊急作業（ただし、本事業終了日の1年前の応当日以降に市による完了報告書（別紙16 2. (10)に規定する完了報告書をいう。）が提出されたものに限る。）の対象物件の不具合
34	第93条 (10行目)	含まない 額	含まない 金額
35	第97条見出し	(市の事由による本契約の解除又は終了)	(市の事由 等 による本契約の解除又は終了)

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
36	別紙1第62号	<p><u>「状態監視保全」とは、故障や劣化傾向等を検出する装置等を用いて設備等の作動状態を監視する方法によって行う予防保全措置をいう。ただし、管路を対象とする場合には、異常、損傷、地下漏水等を把握する手法を用いて管路の状態を監視すること、及び不具合が生じた場合に大規模漏水の予防として行われる管路の劣化状況に応じた措置を取ることを含む一連の行為をいうものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>（同号の削除に伴う号ずれ（第63号から第125号まで→第62号から第124号まで））</p>
37	別紙3 (1行目)	関連資料集No. ●	関連資料集F
38	別紙4第2項2-1 (ア) (1行目)	利用料金に係る給水料の額は、1月につき、次の区分に応じ算定した金額に100分の110を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額。1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とすることを基本とする。	利用料金に係る給水料の額は、1月につき、次の区分に応じ算定した金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とすることを基本とする。
39	別紙4第2項2-1 (ア) (4行目)	・1月の責任使用水量が30立方メートルを超える場合	・1月の責任使用水量が30立方メートル（1月を30日とした場合）を超える場合

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
40	別紙4第2項2-1 (エ)	<p>(エ) 大阪市実施方針条例第5条第2項第1号に規定する、基本となる算定方法における利用者の1月の責任使用水量の決定方法は、次に定める方法によるものとする。</p> <p>A 運営権者は、利用者にあらかじめその年度（4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）における<u>1月</u>の使用予定水量を確認する。利用者に変更があったときも、また同様とする。ただし、本事業の開始時に、利用者が(ア)の算定方法を選択した場合、利用料金の算定に当初使用する責任使用水量は、本事業開始前に市が決定した水量とすること。</p> <p>B 運営権者は、<u>前項</u>の使用予定水量の範囲内で、<u>1月</u>の責任使用水量を決定し、利用者に通知する。ただし、責任使用水量の下限値を<u>1月あたり30立方メートル</u>とする。</p> <p>C-D 省略</p> <p>E 本事業開始後の新規給水申込者の責任使用水量は、<u>1月あたり30立方メートル</u>とする。</p>	<p>(エ) 大阪市実施方針条例第5条第2項第1号に規定する、基本となる算定方法における利用者の1月の責任使用水量の決定方法は、次に定める方法によって決定された1日あたりの責任使用水量に、当該月に属する日数を乗じる方法によるものとする。</p> <p>A 運営権者は、利用者にあらかじめその年度（4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）における<u>1日あたり</u>の使用予定水量を確認する。利用者に変更があったときも、また同様とする。ただし、本事業の開始時に、利用者が(ア)の算定方法を選択した場合、利用料金の算定に当初使用する責任使用水量は、本事業開始前に市が決定した水量すること。</p> <p>B 運営権者は、<u>A</u>の使用予定水量の範囲内で、<u>1日あたり</u>の責任使用水量を決定し、利用者に通知する。ただし、<u>運営権者は、市水道局と協議の上やむを得ない事情があると自ら判断した場合を除き、直前に適用されていた1日あたりの責任使用水量を決定しなければならない。また、責任使用水量の下限値は、1日あたり1立方メートル</u>とする。</p> <p>C-D 省略</p> <p>E 本事業開始後の新規給水申込者の責任使用水量は、<u>1日あたり1立方メートル</u>とする。</p>

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
41	別紙4第7項及び第8項	(追加)	<p>7. 本運営事業を実施するために必要な給水施設に係る権限 運営権者が本運営事業を実施するために必要となる、給水施設に係る権限（大阪市工業用水道事業給水条例第14条第3項に規定する修繕等の実施，同第15条に規定する変更を加える工事の実施，同第29条に規定する検査，同第30条に規定する給水中止，同第31条に規定する給水施設の撤去及びこれらに伴う利用者の敷地への立入りに係る権限を含むが，これらに限られない。）を規定すること。</p> <p>8. その他市及び運営権者が必要と認める規定</p>

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
42	別紙5-1第2項 (1行目)	<p>関連資料集No.●に示す契約文書について、同関連資料中の取扱方針欄記載の内容に従って承継するものとする。</p> <p>なお、当該整理表は、本契約締結日現在の契約文書を示したものであり、市は、本事業開始日までに契約文書の新規締結、終了又は内容変更に基づく当該整理表の更新を行うものとする。市は、本事業開始日までの間、本事業の実施に合理的に必要となる範囲でのみ契約文書の新規締結、終了又は内容変更を行うものとし、当該契約文書の新規締結、終了又は内容変更を行おうとする場合には事前に運営権者に対してこれを通知し説明を行い、当該契約文書の新規締結、終了又は内容変更の結果、当該整理表が更新された場合にはこれを速やかに運営権者に通知するものとする。</p>	<p>関連資料集Gに示す契約文書について、同関連資料中の取扱方針欄記載の内容に従って承継するものとする。</p> <p>なお、関連資料集Gは、本契約締結日現在の契約文書を示したものであり、市は、本事業開始日までに契約文書の新規締結、終了又は内容変更に基づく関連資料集Gの更新を行うものとする。市は、本事業開始日までの間、本事業の実施に合理的に必要となる範囲でのみ契約文書の新規締結、終了又は内容変更を行うものとし、当該契約文書の新規締結、終了又は内容変更を行おうとする場合には事前に運営権者に対してこれを通知し説明を行い、当該契約文書の新規締結、終了又は内容変更の結果、関連資料集Gが更新された場合にはこれを速やかに運営権者に通知するものとする。</p>
43	別紙5-1第2項 (1～2行目に対する脚注 ²⁰)	(追加)	<p>20 契約期間が本事業開始日を跨ぐ業務委託契約のうち、①委託業務が工水の休止施設に係る業務を含むもの及び②委託業務が上水と工水の両方に関係するもの（上工合併・上工一括）は、運営権者承継対象契約の対象外として、引き続き市が当事者となり、そのうち工水に係る業務の委託料（休止施設に係る部分を除く。）を、非運営権設定対象施設等関連費用及びその他運営権設定対象施設関連費用として運営権者に請求します。</p>

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
44	別紙5-1第3項 (6行目)	関連資料集No. ●	関連資料集H
45	別紙5-1第4項 (3行目)	運営権者貸付対象資産のリストについては、市が貸付手続の開始前までに、運営権者に対して提示するものとする。	運営権者貸付対象資産の一覧については、関連資料集Iに示すとおりとする。
46	別紙6-1 (1行目)	関連資料集No. ●	関連資料集K
47	別紙6-2 (1行目)	関連資料集No. ●	関連資料集L
48	別紙7 (1行目)	関連資料集No. ●	関連資料集A
49	別紙8第2項 (7行目)	本事業終了日より前 <u>もに</u>	本事業終了日より前 <u>に</u>
50	別紙9 (1行目)	<u>借受人</u> 【 】	【 】（以下「借受人」という。）

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
51	別紙9第8条第2項	<p>(延滞損害金) 第8条 省略 2 督促状に指定する期限までに納入しないときは、<u>当該期限の翌日から納入の日まで、延滞損害金として、次の各号で計算される割合で計算した金額を納入しなければならない。ただし、賃貸借料が2,000円未満又は延滞料が1,000円未満の場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 各年の特例基準割合が年7.3%以上の場合は、年14.6%の割合</u></p> <p><u>(2) 各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合</u></p> <p><u>3 前項各号に定める割合については、大阪市財産条例第11条第1項に定める割合が改正された場合は、改正後の割合を適用するものとする。</u></p>	<p>(延滞損害金) 第8条 省略 2 借受人は、督促状に指定する期限までに納入しないときは、大阪市財産条例に基づき計算した延滞損害金を貸付人に支払う。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、大阪市財産条例第11条第1項に定める割合が改正された場合は、改正以降の期間については改正後の割合を適用する。なお、同項ただし書に該当する場合は、この限りでない。</p>
52	別紙9第12条	<p>(権利譲渡等の禁止) 第12条 借受人は、貸付人の承諾を得た場合を除き、本物件を転貸し、若しくは賃借権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。<u>ただし、実施契約に基づき任意事業を実施する運営権者子会社等に対して、市の合理的に満足する内容で本物件を転貸する場合はこの限りでない。</u></p>	<p>(権利譲渡等の禁止) 第12条 借受人は、貸付人の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本物件を転貸し、若しくは賃借権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。 2 借受人が、実施契約に基づき任意事業を実施する運営権者子会社等に対して、別途、市の合理的に満足する内容で本物件を転貸する場合は、貸付人は、前項の承諾を行うものとする。</p>

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
53	別紙9第14条見出し	(<u>管理</u> 義務及び修繕義務等)	(<u>善管注意</u> 義務及び修繕義務等)
54	別紙9第15条	(滅失又は毀損の <u>報告</u>) 第15条 借受人は、本物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。	(滅失又は毀損 <u>等</u>) 第15条 借受人は、本物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。 2 借受人は、本物件が第三者に占拠されたときは、借受人の負担において、これを現状に復旧しなければならない。
55	別紙9第17条第1項第3号ア（1行目）	<u>使用者</u>	<u>借受人</u>
56	別紙9第24条見出し	(<u>疑義等の解決</u>)	(<u>管轄裁判所</u>)
57	別紙10	—	(令和2年12月9日付けで公表済みの内容を実施契約書(案)に挿入し、番号58に記載の部分を修正)
58	別紙10別添1第2項（1行目）	1事業年度当たり25,000,000円 <u>及び</u> これに係る消費税及び地方消費税相当額の合計額	1事業年度当たり25,000,000円 <u>並びに</u> これに係る消費税及び地方消費税相当額の合計額

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
59	別紙12-1 (2行目)	関連資料集No. ●	関連資料集B
60	別紙12-2 (1行目)	関連資料集No. ●	関連資料集C
61	別紙13 (1行目)	関連資料集No. ●	関連資料集D
62	別紙14題名	<u>計画の見直し等に関する協議開始事由</u>	非運営権設定対象施設等関連費用等に係る上限額の見直しに関する協議開始事由
63	別紙14 (1行目)	第62条第2項 <u>及び第64条第1項</u>	第62条第2項

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
64	別紙14第1号	<p>①本契約第62条第2項 又は第64条第1項に定める協議の申込みを行う時点が属する事業年度における国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（上・工業用水道）の直近公表数値の後方12ヶ月平均値が、②当初の全体事業計画書が策定された事業年度の7月末における国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（上・工業用水道）の公表数値の後方12ヶ月平均値から8%以上増加した場合（ただし、過去において 第64条第3項に基づき 事業計画の見直し等の措置が行われたことがある場合には、「当初の全体事業計画書が策定された事業年度の7月末における国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（上・工業用水道）の公表数値の後方12ヶ月平均値」とあるのは、当該直近の事業計画の見直し等の措置が行われた時において直近の数値として参照された数値とする。）</p>	<p>①本契約第62条第2項に定める協議の申込みを行う時点が属する事業年度における国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（上・工業用水道）の直近公表数値の後方12ヶ月平均値が、②当初の全体事業計画書が策定された事業年度の7月末における国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（上・工業用水道）の公表数値の後方12ヶ月平均値から8%以上増加 又は減少した場合（ただし、過去において 第62条第2項に基づき 上限額の見直しの措置が行われたことがある場合には、「当初の全体事業計画書が策定された事業年度の7月末における国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（上・工業用水道）の公表数値の後方12ヶ月平均値」とあるのは、当該直近の上限額の見直しの措置が行われた時において直近の数値として参照された数値とする。）</p>

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
65	別紙14第2号	<p>①本契約第62条第2項又は第64条第1項に定める協議の申込みを行う時点が属する事業年度における、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」における下表の大阪府関連数値（※1）の直近公表数値を下表の民営事業所関連数値（※2）の直近公表数値で除して得た数値が、②当初の全体事業計画書が策定された事業年度における厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」における下表の大阪府関連数値（※1）の直近公表数値を下表の民営事業所関連数値（※2）の直近公表数値で除して得た数値から5%以上増加した場合（ただし、過去において第64条第3項に基づき事業計画の見直し等の措置が行われたことがある場合には、「当初の全体事業計画書が策定された事業年度における厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」における下表の大阪府関連数値（※1）の直近公表数値を下表の民営事業所関連数値（※2）の直近公表数値で除して得た数値」とあるのは、当該直近の事業計画の見直し等の措置が行われた時において直近の数値として参照された数値とする。）</p>	<p>①本契約第62条第2項に定める協議の申込みを行う時点が属する事業年度における、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」における下表の大阪府関連数値（※1）の直近公表数値を下表の民営事業所関連数値（※2）の直近公表数値で除して得た数値が、②当初の全体事業計画書が策定された事業年度における厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」における下表の大阪府関連数値（※1）の直近公表数値を下表の民営事業所関連数値（※2）の直近公表数値で除して得た数値から5%以上増加又は減少した場合（ただし、過去において第62条第2項に基づき上限額の見直しの措置が行われたことがある場合には、「当初の全体事業計画書が策定された事業年度における厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」における下表の大阪府関連数値（※1）の直近公表数値を下表の民営事業所関連数値（※2）の直近公表数値で除して得た数値」とあるのは、当該直近の上限額の見直しの措置が行われた時において直近の数値として参照された数値とする。）</p>
66	別紙14第3号	<p>利用者の撤退等による利用料金の大幅な減少（以下本項において「当該減少」という。）が見込まれ、当該減少が発生する月以降12か月間の利用料金の見込額が、当該減少が発生する月の前月までの12か月間の利用料金の実績額（実績見込額を含む。）と比べて10%以上減少することが明らかであると見込まれる場合</p>	<p>利用者の給水開始申込みや撤退等による利用料金の大幅な増加又は減少（以下本項において「当該増減」という。）が見込まれ、当該増減が発生する月以降12か月間の利用料金の見込額が、当該増減が発生する月の前月までの12か月間の利用料金の実績額（実績見込額を含む。）と比べて10%以上増加又は減少することが明らかであると見込まれる場合</p>
67	別紙15	—	(追加)

実施契約書（案） 令和2年10月29日公表時点からの変更点

番号	該当箇所	修正前（令和2年10月29日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
68	別紙16	—	（追加（欄外脚注を含む。））
69	別紙17	—	（追加（欄外脚注を含む。））
70	別紙18	—	（追加）

要求水準書 (案) 令和2年12月9日公表時点からの変更点

番号	該当箇所 (修正後)	修正前 (令和2年12月9日公表時点)	修正後 (令和3年2月16日公表時点)												
1	P. 5 第1-5 (1) イ	(ウ) 水質管理 ・ 原水、浄水の水質管理 ・ 水質の測定、記録	(ウ) 水質管理 ・ 原水、供給水の水質の測定、記録												
2	P. 17 第1-9	<p style="text-align: center;">表1-4 大規模漏水の判定の目安</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">要素</th> <th style="width: 10%;">具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 公共交通等への影響</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路[※]の冠水又は陥没に伴い、渋滞（片側半数を超える車線規制を行う場合又は道路交通情報が出た場合）を発生させたとき ・ <u>※…片側2車線以上の道路（例：○○通り、△△筋）</u> ・ 軌道敷での出水又は陥没に伴い、鉄道の運休や運行調整等を発生させたとき </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 漏水事故による第三者損害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋等を浸水させたとき ・ 負傷者を発生させたとき </td> </tr> </tbody> </table>	要素	具体例	1 公共交通等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路[※]の冠水又は陥没に伴い、渋滞（片側半数を超える車線規制を行う場合又は道路交通情報が出た場合）を発生させたとき ・ <u>※…片側2車線以上の道路（例：○○通り、△△筋）</u> ・ 軌道敷での出水又は陥没に伴い、鉄道の運休や運行調整等を発生させたとき 	2 漏水事故による第三者損害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋等を浸水させたとき ・ 負傷者を発生させたとき 	<p style="text-align: center;">表1-4 大規模漏水の判定の目安</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">要素</th> <th style="width: 10%;">具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 公共交通等への影響</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路[※]の冠水又は陥没に伴い、渋滞（片側半数を超える車線規制を行う場合又は道路交通情報が出た場合）を発生させたとき ・ 軌道敷での出水又は陥没に伴い、鉄道の運休や運行調整等を発生させたとき </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 漏水事故による第三者損害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋等を浸水させたとき ・ 負傷者を発生させたとき </td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-weight: bold; margin-top: 10px;">※…警備業法（昭和47年法律第117号）に基づき、大阪府公安委員会が定める「大阪府内において交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線（大阪府公安委員会告示（平成27年11月2日第123号）」。</p>	要素	具体例	1 公共交通等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路[※]の冠水又は陥没に伴い、渋滞（片側半数を超える車線規制を行う場合又は道路交通情報が出た場合）を発生させたとき ・ 軌道敷での出水又は陥没に伴い、鉄道の運休や運行調整等を発生させたとき 	2 漏水事故による第三者損害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋等を浸水させたとき ・ 負傷者を発生させたとき
要素	具体例														
1 公共交通等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路[※]の冠水又は陥没に伴い、渋滞（片側半数を超える車線規制を行う場合又は道路交通情報が出た場合）を発生させたとき ・ <u>※…片側2車線以上の道路（例：○○通り、△△筋）</u> ・ 軌道敷での出水又は陥没に伴い、鉄道の運休や運行調整等を発生させたとき 														
2 漏水事故による第三者損害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋等を浸水させたとき ・ 負傷者を発生させたとき 														
要素	具体例														
1 公共交通等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路[※]の冠水又は陥没に伴い、渋滞（片側半数を超える車線規制を行う場合又は道路交通情報が出た場合）を発生させたとき ・ 軌道敷での出水又は陥没に伴い、鉄道の運休や運行調整等を発生させたとき 														
2 漏水事故による第三者損害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋等を浸水させたとき ・ 負傷者を発生させたとき 														

要求水準書 (案) 令和2年12月9日公表時点からの変更点

番号	該当箇所 (修正後)	修正前 (令和2年12月9日公表時点)	修正後 (令和3年2月16日公表時点)																																																																												
3	P. 20 第2-3 (1) エ	(追加)	<p>(イ) 新たに設定する料金プランは、国が定める供給規程の審査基準に基づき、工業用水道事業全体で要したコストを踏まえた適正な原価に照らし公正妥当なものとなっていること。</p> <p>(同号の追加に伴う号ずれ ((イ)→(ウ)、(ウ)→(エ))</p>																																																																												
4	P. 31 第2-4	(追加)	<p>⑭工業用水道事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について：(1)</p>																																																																												
5	P. 53 第4-3 (1) ウ	<p>表4-2 更新の対象管路 (1)</p> <table border="1" data-bbox="517 914 1256 1294"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>場所</th> <th>布設年度</th> <th>土被り (m)</th> <th>管種</th> <th>口径 (mm)</th> <th>延長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西淀川</td> <td>御幣島1丁目～ 柏里3丁目</td> <td>1961</td> <td>0.85～ 2.90</td> <td>F A</td> <td>φ 900</td> <td>1,010</td> </tr> <tr> <td>西淀川</td> <td>千舟2丁目</td> <td>1962</td> <td>1.15～ 2.55</td> <td>F A</td> <td><u>φ 900</u></td> <td><u>220</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西淀川</td> <td rowspan="2">大野2丁目</td> <td rowspan="2">1962</td> <td rowspan="2">1.10～ 1.25</td> <td rowspan="2">F A</td> <td>φ 600</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>φ 700</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td colspan="6">合計</td> <td>1,650</td> </tr> </tbody> </table>	区	場所	布設年度	土被り (m)	管種	口径 (mm)	延長 (m)	西淀川	御幣島1丁目～ 柏里3丁目	1961	0.85～ 2.90	F A	φ 900	1,010	西淀川	千舟2丁目	1962	1.15～ 2.55	F A	<u>φ 900</u>	<u>220</u>	西淀川	大野2丁目	1962	1.10～ 1.25	F A	φ 600	360	φ 700	60	合計						1,650	<p>表4-2 更新の対象管路 (1)</p> <table border="1" data-bbox="1317 914 2047 1294"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>場所</th> <th>布設年度</th> <th>土被り (m)</th> <th>管種</th> <th>口径 (mm)</th> <th>延長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西淀川</td> <td>御幣島1丁目～ 柏里3丁目</td> <td>1961</td> <td>0.85～ 2.90</td> <td>F A</td> <td>φ 900</td> <td>1,010</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西淀川</td> <td rowspan="2">千舟2丁目</td> <td rowspan="2">1962</td> <td rowspan="2">1.15～ 2.55</td> <td rowspan="2">F A</td> <td>φ 900</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>φ 700</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西淀川</td> <td rowspan="2">大野2丁目</td> <td rowspan="2">1962</td> <td rowspan="2">1.10～ 1.25</td> <td rowspan="2">F A</td> <td>φ 600</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>φ 700</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td colspan="6">合計</td> <td>1,650</td> </tr> </tbody> </table>	区	場所	布設年度	土被り (m)	管種	口径 (mm)	延長 (m)	西淀川	御幣島1丁目～ 柏里3丁目	1961	0.85～ 2.90	F A	φ 900	1,010	西淀川	千舟2丁目	1962	1.15～ 2.55	F A	φ 900	180	φ 700	40	西淀川	大野2丁目	1962	1.10～ 1.25	F A	φ 600	360	φ 700	60	合計						1,650
区	場所	布設年度	土被り (m)	管種	口径 (mm)	延長 (m)																																																																									
西淀川	御幣島1丁目～ 柏里3丁目	1961	0.85～ 2.90	F A	φ 900	1,010																																																																									
西淀川	千舟2丁目	1962	1.15～ 2.55	F A	<u>φ 900</u>	<u>220</u>																																																																									
西淀川	大野2丁目	1962	1.10～ 1.25	F A	φ 600	360																																																																									
					φ 700	60																																																																									
合計						1,650																																																																									
区	場所	布設年度	土被り (m)	管種	口径 (mm)	延長 (m)																																																																									
西淀川	御幣島1丁目～ 柏里3丁目	1961	0.85～ 2.90	F A	φ 900	1,010																																																																									
西淀川	千舟2丁目	1962	1.15～ 2.55	F A	φ 900	180																																																																									
					φ 700	40																																																																									
西淀川	大野2丁目	1962	1.10～ 1.25	F A	φ 600	360																																																																									
					φ 700	60																																																																									
合計						1,650																																																																									

要求水準書（案） 令和2年12月9日公表時点からの変更点

番号	該当箇所 (修正後)	修正前（令和2年12月9日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）																																																								
6	P. 73 第4-3 (4) ア (ウ)	<p>(ウ) 水管橋での漏水等、明らかに判断できるケースはあるものの、多くの場合は通報時点で、上水道・工業用水道のどちらの管路における漏水であるか特定することができず、今後とも上工水一体で対応する必要があることから、突発漏水等に伴う緊急作業（(ア)のうちB、C、D、Eの業務に限る。）については、市水道事業が一元的に実施するものとし、これに伴う経費は運営権者の負担とする。</p>	<p>(ウ) 水管橋での漏水等、明らかに判断できるケースはあるものの、多くの場合は通報時点で、上水道・工業用水道のどちらの管路における漏水であるか特定することができず、今後とも上工水一体で対応する必要があることから、突発漏水等に伴う緊急作業（(ア)のうちB、C、D、E、Gの業務に限る。）については、原則として、市水道事業が一元的に実施するものとし、これに伴う経費は運営権者の負担とする。</p>																																																								
7	P. 74 第4-3 (5) ア (エ)	<p style="text-align: center;">表4-9 移設又は復元が必要な管路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区</th> <th>場所</th> <th>標準土被り(m)</th> <th>口径(mm)</th> <th>延長(m)</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>福島</td> <td>海老江8丁目</td> <td>1.20</td> <td>φ300</td> <td>400</td> <td>移設工事</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>北</td> <td>中津1～3丁目</td> <td>1.30</td> <td>φ500</td> <td>750</td> <td>復元工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 番号1：淀川左岸線2期事業に伴う支障移設工事 番号2：うめきた2期区域基盤整備事業に伴う支障移設工事</p>	番号	区	場所	標準土被り(m)	口径(mm)	延長(m)	分類	1	福島	海老江8丁目	1.20	φ300	400	移設工事	2	北	中津1～3丁目	1.30	φ500	750	復元工事	<p style="text-align: center;">表4-9 移設又は復元が必要な管路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区</th> <th>場所</th> <th>標準土被り(m)</th> <th>口径(mm)</th> <th>延長(m)</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>福島</td> <td>海老江8丁目</td> <td>1.20</td> <td>φ300</td> <td>400</td> <td>移設工事</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>福島</td> <td>海老江6～8丁目</td> <td>1.20</td> <td>φ300</td> <td>100</td> <td>移設工事</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>北</td> <td>中津1～3丁目</td> <td>1.30</td> <td>φ500</td> <td>750</td> <td>復元工事</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>東淀川</td> <td>柴島1丁目</td> <td>1.50</td> <td>φ600</td> <td>90</td> <td>移設工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 番号1, 2：淀川左岸線2期事業に伴う支障移設工事 番号3：JR東海道線支線地下化事業に伴う支障移設工事（うめきた2期区域基盤整備事業に併せて施工） 番号4：阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業に伴う支障移設工事</p>	番号	区	場所	標準土被り(m)	口径(mm)	延長(m)	分類	1	福島	海老江8丁目	1.20	φ300	400	移設工事	2	福島	海老江6～8丁目	1.20	φ300	100	移設工事	3	北	中津1～3丁目	1.30	φ500	750	復元工事	4	東淀川	柴島1丁目	1.50	φ600	90	移設工事
番号	区	場所	標準土被り(m)	口径(mm)	延長(m)	分類																																																					
1	福島	海老江8丁目	1.20	φ300	400	移設工事																																																					
2	北	中津1～3丁目	1.30	φ500	750	復元工事																																																					
番号	区	場所	標準土被り(m)	口径(mm)	延長(m)	分類																																																					
1	福島	海老江8丁目	1.20	φ300	400	移設工事																																																					
2	福島	海老江6～8丁目	1.20	φ300	100	移設工事																																																					
3	北	中津1～3丁目	1.30	φ500	750	復元工事																																																					
4	東淀川	柴島1丁目	1.50	φ600	90	移設工事																																																					

要求水準書（案） 令和2年12月9日公表時点からの変更点

番号	該当箇所 (修正後)	修正前（令和2年12月9日公表時点）	修正後（令和3年2月16日公表時点）
8	P. 80 第5－3（2） ア	(追加)	(オ) 利用者から大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領 ^{※①} に基づく大規模建築物の建設計画及び都市計画法第32条に基づく開発許可 ^{※②} による問合せがあった場合は事前協議を行い、必要に応じて市に確認を行うこと。
9	P. 84 第5－4	(追加)	①大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領： (2) ②都市計画法第32条同意協議について：(2)